

第49号議案

中間市消防団条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市消防団条例の一部を改正する条例

中間市消防団条例（昭和32年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とする。

第7条第2項第1号中「、第2号」を削り、「第4号」を「第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

中間市消防団条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第8条第2項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第1号又は第3号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第8条第2項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第1号、<u>第2号</u>又は<u>第4号</u>のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) (略)</p>